御殿場市・小山町広域行政組合告示第２号

（仮称）御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成１１年法律第１１７号）第６条の規定に基づき、当該事業を特定事業として選定したので、同法第８条第１項の規定に基づき、別冊のとおり公表する。

平成２３年２月１０日

御殿場市・小山町広域行政組合
管理者　御殿場市長　若林洋平